

近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（８回目）

1. 日 時

令和４年８月３０日（火） １０：３０～１０：３５

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 渡真利、齋藤、宮田、本間、内山、佐藤

4. 議事概要

- 事案処理職員から、令和４年４月２１日（木）及び２６日（火）の審議における資料について所管局から訂正の連絡があった旨の説明及び同年８月２５日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した。
- これらの説明を聴取した後、委員間相互での討議の結果、資料の訂正については答申の内容自体には影響を及ぼすものではなく、近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、申請のとおり認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。